

川尻小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅をめざし、教職員が日頃からいじめの兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応する。学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていきたい。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりをめざす。

(いじめの定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」）

2 いじめ防止基本計画

いじめ防止のための全体計画として、いじめ防止基本計画を策定し、教育課程に位置付ける。この中では、全教育活動で行ういじめ防止に関する様々な活動を月ごとに計画し、実践につなげることができる基本的な計画を策定するものである。

3 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「川尻小学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度始めの職員会議で「川尻小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 教育相談時の児童・保護者アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

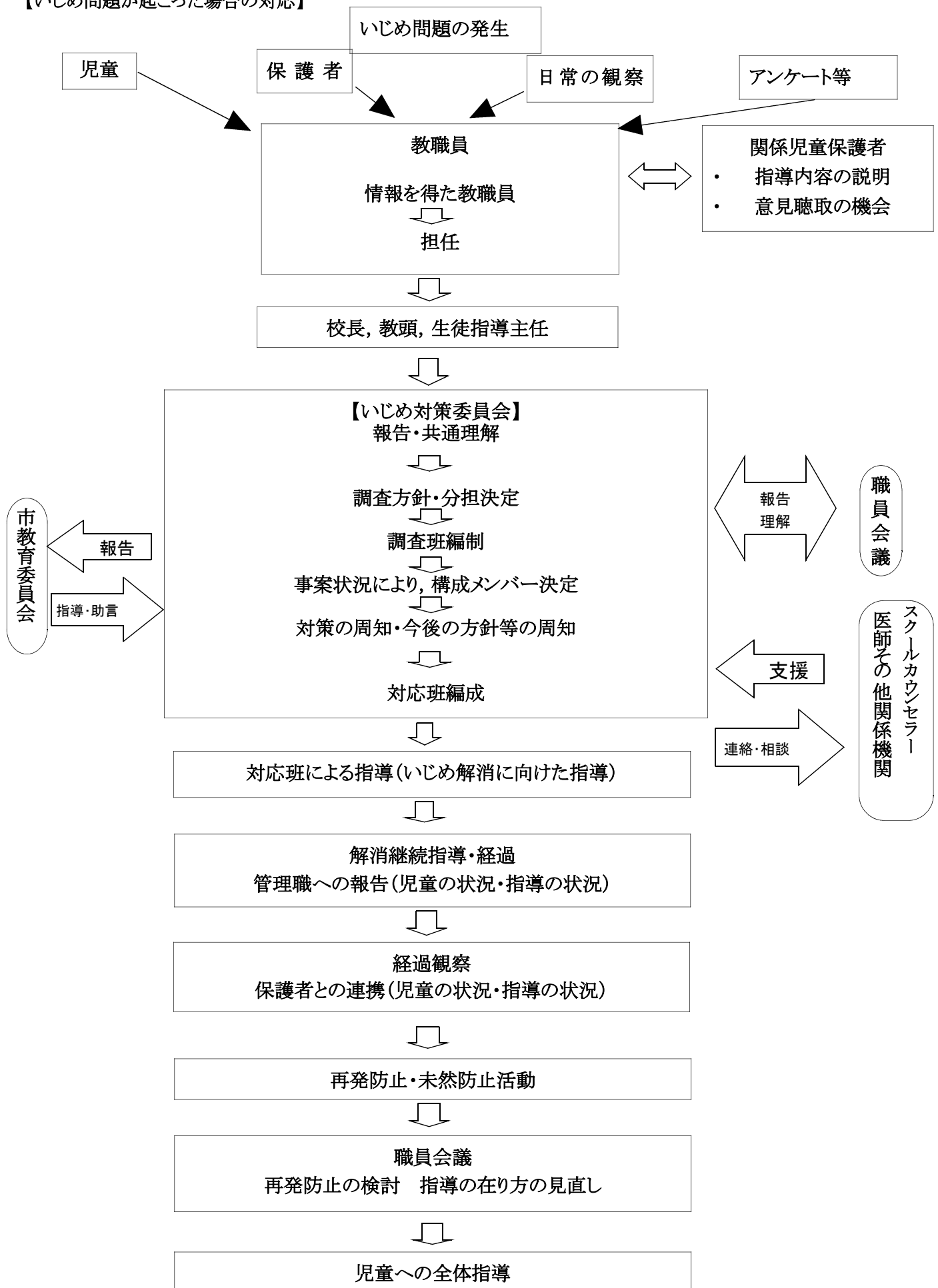
ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合にもその後の児童生徒の様子を見守り、継続的な支援を行う。

【いじめ問題が起こった場合の対応】



4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 異学年集団活動や学級遊びを通して、児童同士のつながりを深める機会を充実させる。
- カ 心身の成長を図るために、各学年の発達段階に応じた保健指導を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート(年3回)や教育相談を定期的実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
(毎週月曜日の職員連絡会、心の教育推進委員会学期1回の開催)
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 「学校楽しいと」を年2回実施し、結果を分析し、児童の実態把握に努める。

(3) いじめに対する対応

- ア いじめを発見し、通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は「いじめ対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- オ いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりに努める。
- カ ネットいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 被害児童及び加害児童について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、校長は直ちに市教育委員会を通じて、市長に報告する。また、「重大事態発生時の組織的対応マニュアル(別紙)」をもとに対応する。

(2) 全校体制による緊急対応

「重大事態緊急対応委員会」は、以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ア 事態の状況確認、情報収集、情報整理
- イ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
- ウ PTA、警察等との連携

(3) 市教育委員会との連携

- ア 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- イ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ウ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証及び見直しと改善を図る。

7 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページ等で公表し、地域や保護者のいじめ防止への理解と認識を深め、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を築く。
- (2) より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを毎学期末に点検し、これに基づいた必要な措置を行う。
- (3) いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を整える。